

埼玉県環境基本計画 (一部変更素案)

埼 玉 県

1 埼玉県環境基本計画の一部を次のとおり変更する。

(傍線の部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 (略)</p> <p>第4章 (略)</p> <p>第5章 実施施策</p> <p>1 施策の方向1 気候変動対策の推進</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 今後の施策と主な取組</p> <p>ア・イ・ウ (略)</p> <p>(施策指標)</p> <p>温室効果ガスの排出量削減率</p> <p>現状値 12% → 目標値 <u>35%</u></p> <p>(平成30年度) (令和8年度)</p> <p>新車(乗用車)販売台数における電動車の割合 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 施策の方向6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 今後の施策と主な取組</p> <p>ア・イ・ウ (略)</p>	<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 (略)</p> <p>第4章 (略)</p> <p>第5章 実施施策</p> <p>1 施策の方向1 気候変動対策の推進</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 今後の施策と主な取組</p> <p>ア・イ・ウ (略)</p> <p>(施策指標)</p> <p>温室効果ガスの排出量削減率</p> <p>現状値 12% → 目標値 <u>24%以上</u></p> <p>(平成30年度) (令和8年度)</p> <p>新車(乗用車)販売台数における電動車の割合 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 施策の方向6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 今後の施策と主な取組</p> <p>ア・イ・ウ (略)</p>

(施策指標)

微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の濃度 (略)

建築物の解体等現場における大気環境中の石綿濃度 1 本/L 以上の現場数 (略)

化学物質管理に関連する研修会の参加事業所数 (累計)

現状値 493 事業所 → 目標値 1,150 事業所
(令和 2 年度) (令和 8 年度)

7 (略)

8 施策の方向 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり

(1)・(2) (略)

(3) 今後の施策と主な取組

ア・イ・ウ (略)

(施策指標)

埼玉版スーパー・シティプロジェクトに取り組む市町村数

現状値 0 市町村 → 目標値 全市町村
(令和 2 年度末) (令和 8 年度末)

地域清掃活動団体の登録数 (累計) (略)

環境アドバイザー及び環境学習応援隊の数 (累計) (略)

環境科学国際センター利用者数 (累計) (略)

(施策指標)

微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の濃度 (略)

建築物の解体等現場における大気環境中の石綿濃度 1 本/L 以上の現場数 (略)

化学物質管理に関連する研修会の参加事業所数 (累計)

現状値 493 事業所 → 目標値 720 事業所
(令和 2 年度) (令和 8 年度)

7 (略)

8 施策の方向 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり

(1)・(2) (略)

(3) 今後の施策と主な取組

ア・イ・ウ (略)

(施策指標)

埼玉版スーパー・シティプロジェクトに取り組む市町村数

現状値 0 市町村 → 目標値 46 市町村
(令和 2 年度末) (令和 8 年度末)

地域清掃活動団体の登録数 (累計) (略)

環境アドバイザー及び環境学習応援隊の数 (累計) (略)

環境科学国際センター利用者数 (累計) (略)

参 考 资 料

1 変更の内容

「埼玉県環境基本計画」(以下、「本計画」という。)の施策の方向ごとに設定している施策指標(以下、「指標」という。)の一部について、計画の実効性を担保するために目標値を変更するものです。

2 変更理由

本計画の指標の目標値を変更する理由は、以下の3つです。

A 法改正・制度改正等に伴い、目標値等の整合性が取れていないもの
B 県の個別計画の改定により、目標値等の整合性が取れていないもの
C ストック指標(*)のうち、最終目標値を超過したことにより目標値の修正が必要なもの
* ストック指標…毎年の実績を積み上げる指標 (⇔ フロー指標…毎年の数値に増減がある指標)

3 変更する指標

施策の方向	指標名	目標値(上段)・目標の根拠等(下段)		変更理由 (P.1の2の区分)	関連する個別計画
		現行	改正案		
1	温室効果ガスの排出量削減率	24%以上 (令和8年度)	35% (令和8年度)	B	埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)改正版
		(目標の根拠) 令和32年(2050年)までの脱炭素社会の実現を旨とした「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正を踏まえ、目標値を設定。 ※国の「地球温暖化対策計画」改定後、5か年計画期間中に目標値を再設定。	(目標の根拠) 令和32年(2050年)までの脱炭素社会の実現を旨とした「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正及び国の「地球温暖化対策計画」の改定を踏まえ、目標値を設定。		

施策の方向	指標名	目標値（上段）・目標の根拠等（下段）		変更理由 〔P.1の 2の区分〕	関連する 個別計画
		現行	改正案		
6	化学物質管理に関連する研修会の参加事業所数（累計）	720事業所 (令和8年度)	1,150事業所 (令和8年度)	C	—
		(目標の根拠) 化学物質排出量届出事業所の50%の参加を目指し、目標値を設定。	(目標の根拠) 化学物質排出量届出事業所の80%の参加を目指し、目標値を設定。		
8	埼玉版スーパー・シティプロジェクトに取り組む市町村	46市町村 (令和8年度末)	全市町村 (令和8年度末)	C	—
		(目標の根拠) 令和3年度に実施した市町村意向調査で取組意向を示した市町村において、プロジェクトに基づくまちづくりが進むことを目指し、目標値を設定。	(目標の根拠) 令和6年度に実施した市町村意向調査で取組意向を示した県内全ての市町村において、プロジェクトに基づくまちづくりが進むことを目指し、目標値を設定。		